

消費者問題に関する2024年の10大項目

国民生活センターから、消費者問題に関する2024年の10大項目が公表されました。これは、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから選定されたもので、毎年公表されています。今年の10大項目から、一部をご紹介します。2024年は、能登半島地域で1月に発生した地震や9月に発生した豪雨など、各地で度重なる自然災害が発生し、これに関連した「災害便乗商法」に係る消費者トラブルのほか、紅麹サプリによる健康被害、越境消費者相談及び訪日観光客消費者ホットラインへの相談件数増、サポート詐欺、訪問購入をきっかけとした犯罪まがいの事例などに注目が集まりました。

<2024年の10大項目>

- ①能登半島地震や度重なる豪雨など、自然災害相次ぐ「災害便乗商法」も発生
- ②紅麹を原料とするサプリによる健康被害拡大 健康被害情報の報告を義務化
- ③越境消費者相談の件数が大幅増 インバウンドの回復に伴い「訪日観光客消費者ホットライン」への相談も増加
- ④害虫・害獣駆除やロードサービスなどの想定外の高額請求にかかるトラブルが若い年代で増加
- ⑤サポート詐欺 高齢者のトラブルが後を絶たず
- ⑥「スキマ時間に気軽に稼げる」などどうとう副業に関する相談が増加
- ⑦「訪問購入」に関するトラブルの相談、引き続き多く寄せられる 中には犯罪まがいの事例も
- ⑧消費生活用製品安全法等の改正 海外から直接販売される製品の安全確保や子ども用の製品による事故の未然防止に対応
- ⑨「ステマ広告規制」 措置命令相次ぐ
- ⑩集団的消費者被害回復訴訟に関し、初の最高裁判所判決が出される

◆能登半島地震や度重なる豪雨など、自然災害相次ぐ「災害便乗商法」も発生

能登半島地域において1月に発生した地震や、9月に同地域において発生した豪雨、日本列島各地での台風や大雨など、2024年は自然災害が多発しました。これに伴い、災害に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法にかかる相談が寄せられました。

能登半島地震に関連しては、「市が義援金を集めているという不審な電話がかかってきた」「支援品を求める不審な訪問があった」などの相談が寄せられました。

◆紅麹を原料とするサプリによる健康被害拡大

小林製薬株式会社の紅麹を原料とするサプリメントによる健康被害が発生しました。当初、同社は医師から症例等の報告を受けていたにも関わらず、社内において、原因や因果関係の究明に焦点を当てるなどして迅速な情報提供がなされず、結果として消費者庁や大阪市への情報提供までに約2ヶ月もの期間を要しました。

こうした背景等を踏まえ国は、機能性表示食品制度等に関する今後の対応について検討し、機能性表示食品等に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに都道府県知事等及び消費者庁長官に情報提供することを、食品表示法に基づく「食品表示基準」における届出者の遵守事項とするなどの措置を実施しました（9月1日施行）。

◆サポート詐欺 高齢者のトラブルが後を絶たず

いわゆる「サポート詐欺」（パソコンでインターネットを閲覧中に、突然ウイルスに感染をしたかのような嘘の画面を表示させるなどしてユーザの不安をあおり、画面に表示したサポート窓口で電話をかけさせ、サポート名目で金銭をだまし取ったり、遠隔操作ソフトをインストールさせたりする手口）の相談が、昨年に引き続き今年も全国の消費生活センター等に多く寄せられました。インターネットバンキングで送金を指示される新たな手口も確認されています。

◆「スキマ時間に気軽に稼げる」などどうとう副業に関する相談が増加

SNSや動画広告、インターネット検索等で見つけた副業サイトで「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」などの簡単なタスク（作業）で稼げるという副業に応募したところ、様々な理由で振込を指示されたが、結果として高額報酬は得られなかったなどの相談が増加しました。特にSNSをきっかけにした割合は年々上昇しており、平均契約購入金額も増加傾向となりました。

【国民生活センター】

★SDGsクイズ★世界人権デー「ゴール10」！世界で最も裕福な人たちが

12月10日は「世界人権デー」 世界人権宣言が採択された記念日です。全ての人間は生まれながらにして自由で平等です。不平等を減らすためにできることを考えてみましょう。SDGsクイズ「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。



※答えは裏面

- ①3,600万人分 ②3億6,000万人分 ③36億人分

年末年始の時期、ご家族の間などでお話する機会に、 儲け話への注意喚起をお願いします！

投資や儲け話を聞いたら、まず疑いましょう

「必ず」「確実」はウソ

そんな儲け話はありません。

「高利回り」は怪しい

本当なら、他人からお金を集めません。



副業や稼ぎ話の勧誘にも注意しましょう

「楽して」「簡単」はウソ

勧誘している人の方に、楽して簡単にお金が行ってしまいます。

「サポート」「コーチ」は怪しい

本当に稼げる方法は、人に教えません。

【国民生活センター】

《コラム》定期購入にご注意！

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

みなさんは、テレビやインターネットなどの通信販売を利用したことがありますか。現代では、スマホの普及等により、地元のお店では手に入らないような物を簡単に通信販売で買うことができるようになりましたね。年末に通信販売を利用して、お買い物をする方も多いと思います。

ところで、サプリメントなどをお試して1回買ってみようと思って、通信販売で買ったら、実は定期購入の契約になっていて、次の月からも同じ品物が届いてしまったというような相談がよくあります。また、1回目の代金は、とても安く設定されているのですが、2回目以降は、1回目に支払った代金よりかなり高い代金を支払うことになってしまう場合もあります。業者に解約を申し入れても、何回か継続して買うという契約になっていて、すぐには解約できないと言われることがあります。

このようなトラブルを防ぐため、通信販売では、定期購入になっていないか、きちんと確かめてから買うようにしましょう。インターネット通販であれば、必ず、契約についての文章を最後まで読んで、スクリーンショット（画面を写真にして残しておくこと）をしておきましょう。定期購入についての説明は、かなり小さく書かれている場合が多いので、注意が必要です。

また、ご自身の周りのご高齢者のところに、あまり飲みもしない健康食品等が毎月送られているということはありませんか。よくわからないで、定期購入の契約をしてしまって、解約できないでいるのかもしれない。できれば、こういう方の相談にのってあげてください。そして、困ったときには、188に電話です。

★クイズの答え 正解：③

正解は「36億人分」です。世界で最も裕福なたった8人が世界の半分のお金を持っています（2017年時点）。貧富の格差も不平等の一つです。不平等を減らすことができれば、貧困や飢え、争いごとがなくなり、世界中の人々の幸せに繋がります。フェアトレード商品、寄付つき商品、障がいがある人が作った商品・サービスを選んでみましょう。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

